

令和 6 年 1 月 2 4 日  
事 務 連 絡

(公社) 岩手県トラック協会  
会員事業者 各位

(公社) 岩手県トラック協会  
専務理事 佐々木 隆 之  
(公印省略)

### 令和 5 年度 標準的な運賃に係る実態調査の実施について (お願い)

日頃より当協会運営に対し特段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和 2 年 4 月に告示された「標準的な運賃」告示制度の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者を対象としたWEB調査を実施することとなりました。(詳細については別添「国交省からのお願い」をご覧ください。)

会員事業各社から寄せられている、“標準的な運賃の水準の運賃収受が出来ていない”、“荷主からの価格転嫁が進んでいない”等の多くの声を国に訴える重要な調査となりますので、業務ご多忙中のところ大変恐れ入りますが、是非、本調査へご協力いただきたくお願い申し上げます。

(岩手県ト協として100社程度の回答を求められております。何卒、ご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。)

#### 1. 調査方法

WEB調査です。以下URLの回答フォームから送信をお願いいたします。

(URL) <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/truck/2024/>

※WEBでの回答が難しい場合、ご連絡いただければ、調査票をファックス、メール等でお送りいたします。

岩手県トラック協会事務局

TEL 019-637-2171

FAX 019-638-5010

メール webmaster@iwatokyo.or.jp

#### 2. 回答期限

令和 6 年 2 月 2 5 日 (日) まで

以上

国土交通省からのお願い

## 「標準的な運賃」に係る 実態調査への協力依頼について

### 貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を経営する際の参考となる運賃を示す「標準的な運賃」の告示制度が創設されました。

国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」の告示を行ったところです。

この度、「標準的な運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象として、アンケートを実施することといたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。「標準的な運賃」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

#### ◆アンケートの回答方法

アンケートは次ページ以降に記載の URL (QR コード) にパソコン等でアクセスいただくことにより、回答いただくことができます。

※調査会社より、メールにて URL を入手することも可能です。件名に「アンケート URL 希望」と記載の上、空メールをお送りください。⇒ (お問い合わせ先)

#### ◆アンケート回答期限：

令和6年2月25日(日)

##### 【調査主体】

国土交通省 物流・自動車局貨物流通事業課

担当：武藤、横山

東京都千代田区霞が関 2-1-3

##### 【お問い合わせ先（調査会社）】

株式会社佐伯コミュニケーションズ クリエイティブ事業部 担当：今市

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-29-7 ドルミ御苑 1002

**Mail : [truck@saiki.co.jp](mailto:truck@saiki.co.jp)** (TEL : 03-5368-4301)

※リモート勤務を行っている場合がございます。

そのためお問い合わせの際は、お手数ではございますが、一度メール ([truck@saiki.co.jp](mailto:truck@saiki.co.jp)) にてご連絡をいただけますと幸甚でございます。

※アンケートの内容については、裏面をご参照ください。

## 運送事業者様向け アンケート調査内容

〈調査内容〉 標準的な運賃の浸透・活用状況、多重下請け等について

1. 貴社の概要（業務内容等）
2. 貴営業所の概要（所在地、主な取扱品目、企業規模等）
3. 標準的な運賃の認知状況
4. 令和5年度契約における原価計算の実施状況
5. 令和5年度契約の運賃交渉状況
6. 令和5年度中のドライバーの賃上げの状況
7. 令和6年度契約の交渉予定
8. 令和5年度における庸車の実施状況
9. その他

## アンケートサイトの URL

アンケートサイトは、以下の URL からパソコン等でアクセスの上、ご回答をお願いいたします。

- ・ URL ( <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/truck/2024/> ) よりアクセス
- または
- ・ 右の QR コードによりアクセス



※注意※ URL はアドレスバー（黒枠）に入力してください



※標準的な運賃の告示制度に関する情報はそれぞれ以下の URL よりご確認ください。

◎報道発表資料

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001341908.pdf>

◎標準的な運賃について

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001341909.pdf>